

名古屋都市センター
平成30年度 まちづくり活動助成
まち“夢”工事部門 応募の手引き



みなさんのまちづくり
活動に助成します！

私たちのまちを魅力的で快適なまちにするために、「まちづくり活動助成」はみなさんの主体的なまちづくりを応援します。一人ひとりのまちづくりへの思いと熱意がかたちになって、もっと住みやすく、暮らしやすいまちになることを助成の目的としています。

まち“夢”工事部門は地域の特性や資源を活かし、地域に必要な「施設」を「自分たちでつくる活動」の、工事にかかる費用に対して助成します。

まち“夢”工事部門

助成金額 100万円以内

事業費の5分の1の自己資金が必要です

まち“夢”工事部門 助成の内容

<p>助成金額 と 対象経費</p>	<p>100万円以内 (予算総額100万円) 「提案の工事に係る事業費」の5分の4以内かつ整備する施設等の設計費、材料費及び工事費、監理費等、工事に係るもの 申請にあたっては、複数の業者から見積りを取るなど、コスト削減に努めてください。</p>
<p>自己資金 について</p>	<p>事業費の5分の1の自己資金が必要です 提案の事業のうちで、自己資金としての計上が認められる経費 ・整備する施設等の設計費、材料費及び工事費、監理費の金額の補填 ・整備する施設等に関する、まちづくり活動に係る経費等</p> <p><例：助成金を100万円(満額)で申請される場合の必要な「自己資金」> 事業費の1/5の自己資金が必要なため、125万円の事業の提案である必要があります。 内訳：125万円 = 「助成金100万円」 + 「自己資金25万円」</p>
<p>過去に「まち“夢”工事部門」で、助成を受けた団体は申請できません</p>	

応募できる提案の工事と活動

**地域の住みよい環境づくりにつながる次のような、まちづくりに資する施設等の工事
良好な景観形成による、まちの魅力アップにつながる工事**

- ・植栽やフラワーポットの設置、建物の壁面緑化等の緑化のための工事（一般公開の建物）
- ・モニュメントの整備、シンボル施設の整備、ライトアップ設備の整備

まちのコミュニティ活動促進につながる工事

- ・空き家等を活かし、地域のコミュニティの形成につながる交流拠点施設の整備
- ・空き地等を活かし、憩いの広場、地域の防災拠点施設等の整備

既存の拠点施設の老朽化などによる、単なるリフォーム等の改修工事は対象外です。

安心・安全・快適な生活環境の向上につながる工事

- ・防災案内看板、防犯カメラ、防犯灯・カーブミラー・手すり等の整備

まちの歴史的な資産や特徴を活かした工事

- ・地域の歴史を伝える案内版等の設置
- ・伝統文化継承につながる歴史的建造物の保全・改修

単に当該施設の保全等に止まるものではなく、住民活動のネットワークの構築や、まちづくりへの波及効果等が期待できるものに限ります。

整備する施設等に関する、まちづくり活動（自己資金が対象）

- ・地域のコミュニティ形成や魅力アップ、安心、安全につながるまちづくり活動など
- ・提案の施設を幅広く周知し、利用を促進するための広報、利用したイベントの開催など

自己資金の対象となる経費について

費 目	対象となる経費の例
工 事 費 等	整備する施設等の設計費、材料費及び工事費、監理費の金額の補填
消 耗 品 費	・活動の実施のために必要な消耗品の購入費用（用紙、ペン、インクリボン等）
物 品 費	・団体が行う「活動」に必要な物品の購入（1品5千円未満で換金性のないもの） ただし、5千円以上の物品でも提案の活動に必要な場合はご相談ください。 申請書に記載があり、事務局が申請を受理し、選考委員により提案の活動が選考された場合は対象経費として認めます。
資 料 費	・参考図書等の活動に必要な資料の購入費
賃 借 費	・プロジェクター等の機材レンタル費 ・講演、勉強会などを開催する会場費 都市センター11階ホールを、活動期間中1回限り無料で使用できます。（要事前予約先着順）
印 刷 費 広 告 費	・活動の募集チラシ等の印刷費、広告掲載費等 ・活動の成果をまとめた資料の印刷費、作成費
謝 金	・講演、勉強会などの外部講師への謝礼
交 通 費	・活動に伴った講師等の交通費（ガソリン代は除く） ただし、上限は自己資金額の10%以内とする（上限2万5千円以内）
通 信 費	・切手、はがき、宅配便代等のチラシ等の送付にかかった実費（インターネット通信費は除く）
そ の 他 経 費	・活動等に伴う保険料 ・申請時点で、事務局が申請を受理し、選考委員により認められたもの

自己資金であっても、団体メンバーへの日当、交通費、飲食費、個人が所有する物品や場所等の貸借費、提案の活動に使用したかどうか区別がつかない経費、領収書で確認ができない経費等は対象外です。

応募できる団体・条件

次に掲げるすべての条件に該当する「地域のまちづくり活動団体」とします。

- (1) 規約または会則を定めて継続的に活動していること
- (2) 原則として市内在住または在勤者10人以上で構成されていること
以下のいずれかに該当する方を3人以上含むことが必要です。
 - 工事場所またはその近くにお住まいの方
 - 工事場所またはその近くで事業を営んでいる方
 - 工事場所またはその近くに土地・建物を所有している方
- (3) 会費収入など独自の財源をもっていること

応募できない団体

- (1) 過去に、都市センターの「まち“夢”工事」部門で助成を受けたことのある団体
- (2) 行政及び企業、法令遵守に問題の認められた団体

応募できない提案

- ・ 工事をする場所が、名古屋市外であるもの
- ・ 選考会までに、地権者や施設管理者等に、提案内容の合意が得られていないもの
- ・ 特定の個人・団体のみが利用するものまたは利益をうけるもの
- ・ 営利を目的とするもの
- ・ 宗教、政治または選挙、公序良俗に反する活動を目的とするもの
- ・ 対象となる工事について、国、県、市もしくはそれらの外郭団体から類似した資金的支援を受けている、または受ける予定であるもの（一部重複を含む）

事業費として対象とならない経費

助成対象外経費かつ自己資金としても、事業費の総額に充てることが認められない経費

(什器・備品購入費)

- ・ 机椅子などの什器、コンピューターなどの資産となる備品の購入費

(土地・建物の購入費)

- ・ 土地・建物の購入に係る費用

(リース費・事務所経費)

- ・ まちづくり拠点施設のリース費用、光熱費、人件費、交通費、出張旅費、通信費、事務用品費、振込手数料など、団体の維持のための経費及びそれと区別できない経費

(維持管理費)

- ・ 整備した施設等を単に維持管理するための経費、消耗品費等の購入費

留意事項

上記のほか、不明な点は、必ず事前にお問合せください。

応募から活動の実施と報告までの流れ

1. 事前の相談

- ・助成内容や提案できる活動、申請書の書き方など、応募期間中、相談を随時受付けています。
- ・円滑な申請のため、できるだけ事前相談に来ていただくことをお勧めします。

窓口での相談は、必ず事前に日時をご予約ください。(月曜休館 電話:052-678-2214)

2. 提出書類及び応募締切

次の書類を、必要部数作成し、窓口を持参ください(郵送不可)

- (1)「まちづくり活動助成(まち“夢”工事部門)申請書」(第12号様式)
- (2)「工事計画書」(第13号様式)
- (3)「団体の規約または会則等」(自由様式)
- (4)自由資料：A4用紙3枚(両面使用可)

活動の補足資料、その他団体のPR資料等があれば、添付することができます。

- ・申請様式は、名古屋都市センターのホームページからダウンロードできます。
- ・提出された応募書類は、返却しませんので、必ず写しを取り保管してください。
- ・この他にも必要となる書類の提出を、お願いする場合があります。

応募締切 平成30年5月22日(火) 午後5時厳守

受付時間:午前9時～午後5時(月曜休館 午前12時～午後1時除く)

提出場所:名古屋都市センター事務室(金山南ビル13階)

提出は予約の上、修正等を見越し、余裕を持った期日での提出をお願いします。

提出の際、応募書類の記載内容についておたずねします。提案の内容について説明できる方がお越しください。

都市センター職員が申請者に代わり、申請書類を作成、修正することはありません。

「まち“夢”工事部門」の原資(予算総額の一部)は、(一財)民間都市開発推進機構による「住民参加型まちづくりファンド」の資金拠出を受けたもので、財源に限りがあります。そのため交付金額が予算総額に達した場合、今年度限りの助成となります。

3. 選考について

「まちづくり基金運用委員会」が選考を行い、委員会からの選考結果を受けて(公財)名古屋まちづくり公社 名古屋都市センターが助成を決定します。

公正を期するため、委員が役員を務める団体から応募があった場合には、当該部門の審査からは外れます。

まちづくり基金運用委員会委員(50音順)

石松 丈佳(名古屋工業大学大学院工学研究科教授)

鈴木 和貴(公益社団法人名古屋青年会議所 監事)

中園 昭彦(名古屋市住宅都市局都市計画部長)

水谷 香織(パブリック・ハーツ株式会社代表取締役)

三矢 勝司(特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・りた事務局次長)

選考の方法

選考は2段階で行い、第1次選考(書類選考)を通過した団体は、第2次選考の選考会に出席していただき、提案発表と質疑を受けていただきます。

【第1次選考】

書類選考：申請書類による事前審査

【第2次選考】

選考会：提案発表及び質疑応答

提案発表及び質疑応答は、公開の場で行います。

パソコン等を用い、提案の内容を、詳しくプレゼンテーションしていただきます。

選考会に欠席した場合は、審査の対象外とし失格となります。

まちづくり活動助成 まち“夢”工事部門 選考会

開催日 平成30年6月23日(土)午前10時30分~16時(終了予定)
終了時間は、審査を行う団体数によるため予定となります。

場 所 名古屋都市センター11階 ホール(金山南ビル内)

結果の通知

【第1次選考】

全ての申請者に、6月中旬に結果を郵送にてお知らせします。

【第2次選考】

結果の公表は、当日会場にて発表し、後日文書で正式に通知します。

提案の活動に対して、助成を受けるための条件を付す場合があります。

選考にあたって重視する点

選考は、提案活動が、皆さんが生活している身近な地域を、魅力的で住みやすい環境にするために行われる「まちづくり」につながるかを前提とし、以下の視点に沿って行います。

＜団体の活動と工事に関わる提案内容の妥当性＞	
必要性	<ul style="list-style-type: none">・ 公益性・公共性のある提案か・ 自分たちの住んでいる地域を住みよい環境にする提案か・ 地域の身近な課題やニーズを的確に把握しているか・ 地域に貢献する施設か・ 地域の特性や資源などを活かした個性豊かな提案か
実現性	<ul style="list-style-type: none">・ 活動スケジュールは妥当か・ 工事計画が具体的になっており、地権者等との調整はできているか・ 費用対効果はあるか（工事の規模・費用は妥当か、コスト縮減の工夫をしているか）・ 工事する施設の維持管理・運営計画が具体的になっているか・ 自己資金（事業費の5分の1）を用意できる見通しはあるか
発展性	<ul style="list-style-type: none">・ 提案工事後に地域のまちづくり活動を高めることに繋がる効果があるか・ 他の地域のモデルとなり、よい影響を与えることが期待できるか・ 今後の活動の発展にむけての視点や計画があるか・ 成果物はまちづくりにどのように活かされるか
活動実績と主体性	<ul style="list-style-type: none">・ 提案内容につながる地域での活動実績を有しているか・ 自ら主体となって工事を行い、施設の継続的な維持管理をする意欲と能力があるか

4. 工事の着手と助成金の交付(前払い)

助成決定後、工事の着手の前に、申請書類（工事着手申請書：設計図、土地や建物の貸借契約書などを添付）を提出していただき、事務局の承諾を受けたあと、工事に着手してください。

助成金の交付(前払い)

・ 助成金の交付は、原則として名古屋都市センターが行う、工事完了検査後となりますが、資材の購入費用、施工業者への着手金などが必要な場合「前払金請求書」を提出することで、助成決定金額の5割を限度額として、一部前払いをすることができます。

5. 助成対象期間

助成対象となる、施設等の工事の完了及び活動の実施期限は、原則以下のとおりです。

実施期限:平成31年2月28日(木)

6. 工事を行った施設の活用・維持管理

原則として、完成後5年以上の活用及び維持管理をしていただきます。工事を行った団体に限らず、近隣住民や町内会などの地域住民と協働で維持管理をすることも可能です。

工事完了後5年未満に施設の維持管理を中止し、施設の撤去等を無断で行った場合は、助成額の全部又は一部を返還していただくことがあります。

7. 活動実施後の報告・助成金の精算

工事完了検査後「まちづくり活動助成 活動実績報告書」を速やかに提出していただきます。

報告書の提出期限:平成31年3月14日(木) 厳守

報告書には提案の工事にかかった費用の内訳、対象経費となる領収書等を添付していただきます。報告書の内容、領収書等について事務局で精査し助成金額を確定し精算します。

助成金の交付(支払い)

精算後確定した助成額から、前払金(請求を受けて、支払い済みの場合)を差し引いた残金を、指定口座(団体名義)へ入金いたします。「まちづくり活動助成金請求書(第4号様式)」を提出してください。

8. 助成決定後の主な条件等

他の助成金との重複の不可

本助成と同じ内容(一部重複含む)で他の助成金・補助金等を受けることはできません。

進捗状況の報告・相談及び都市センター職員の視察

工事の進捗状況など適宜報告していただき、困ったときは相談をお願いします。また、名古屋都市センター職員が、現場の状況等を随時視察に伺います。

都市センターの広報、情報公開

名古屋都市センターのウェブサイト、facebook、ニュースレター(機関誌)等で助成を受ける団体の名称、施設の工事の状況や、利用した活動の様子など広報し、情報公開させていただきます。

助成を受けた旨の表示・広報

完成した施設等に、名古屋都市センターの助成金で作られた旨を表示してください。表示場所、内容等については名古屋都市センターと事前に協議してください。印刷物、成果物、団体のウェブサイト、SNS等でも「名古屋都市センターまちづくり活動助成」を受けた旨の表示をし、団体のまちづくり活動をPRしてください。

名古屋都市センターが主催する、まちづくり活動交流会などへの出席と事業への協力

助成を受けた団体は、「まちづくり活動交流会」へ参加していただく必要があります。また、「まちづくり講座」などセンター主催の事業で、団体の活動及び助成を受け整備された施設ができたことによる、地域への波及効果など成果を報告していただきます。

9. 助成の取り消し

次の場合には、助成決定の一部または全部を取り消し、助成金を返還していただきます。
提出された申請書、活動実績報告書、領収書などの内容が虚偽であったとき
助成団体が法令などに違反する行為を行ったとき
応募できる団体に該当しないと分かったとき
完成した施設等の活用・維持管理を5年未満で中止するとき
助成の対象となる施設の工事に期限内に着工できない、または完成できないとき

その他 団体への支援

平成30年度に、助成を受ける団体の支援

名古屋都市センター11階 ホールの使用

助成が決定した団体については、当該助成年度1回に限り、ホールを無料で使用することが出来ます。 予約状況により使用できない日があります。

【ホールに関する問合せ・予約先】

TEL052-678-2212 (情報・交流担当)

名古屋都市センター14階 貸会議室(有料)の使用料減免

助成が決定した団体については、貸会議室の使用料が20%の割引となります。

【貸会議室に関する問合せ・予約先】

TEL052-678-2200 (貸会議室担当)

名古屋都市センターウェブサイト

「まちづくりに関係している団体」への情報登録

まちづくり活動の促進や、活動団体同士の交流を目的として、活動団体の情報の掲載をしています。 詳細は、センターウェブサイトをご覧ください。

<http://www.nup.or.jp/nui/human/group/index.html>

【団体登録の特典】

名古屋都市センターメールマガジン「まち活サポートネット」への情報掲載

団体の行う行事や、イベント活動の参加者募集など情報を掲載し発信することができます。

名古屋都市センター13階 打合せスペースの使用

登録団体に限り、13階の打合せスペース(オープンスペース)が無料で使用できます。
(1団体当たり9:00~17:00の間で2時間まで、事前の予約が必要です。)

【打合せスペースに関する問合せ・予約先】

TEL052-678-2214 (まちづくり支援担当)

応募受付・お問合せ先

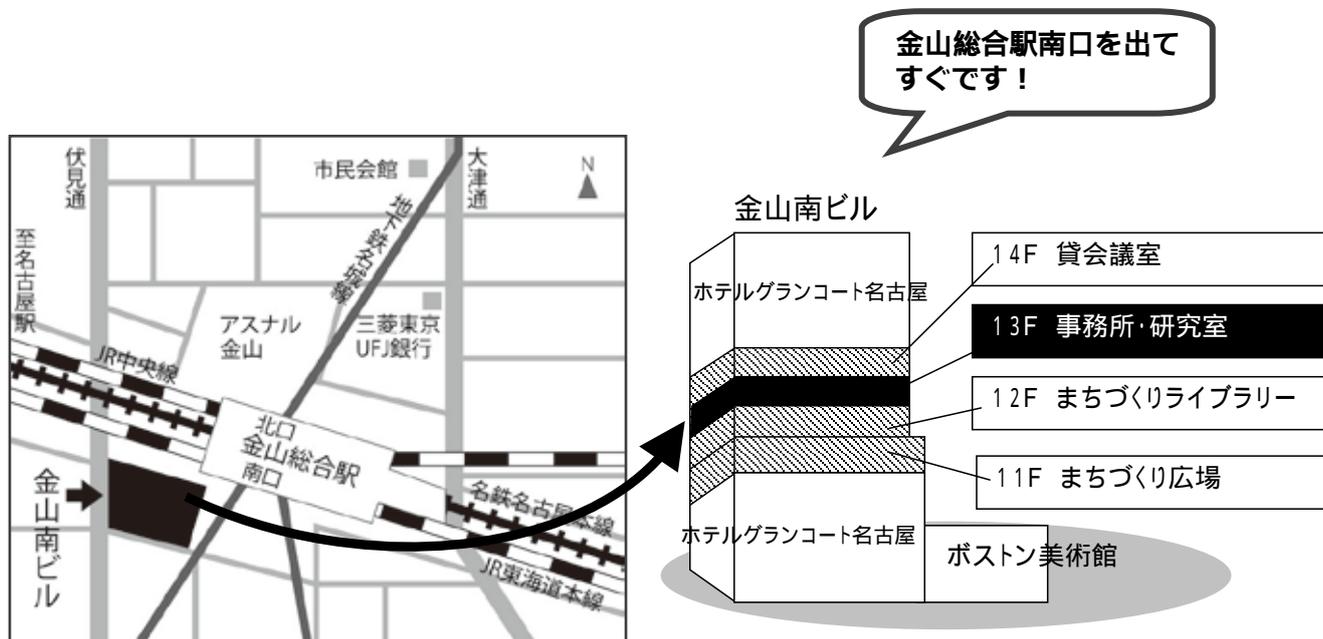
公益財団法人名古屋まちづくり公社

名古屋都市センター 調査課 まちづくり支援担当

〒460-0023 名古屋市中区金山町一丁目1番1号 金山南ビル13階

TEL : 052-678-2214 FAX : 052-678-2209 E-mail : shien@nup.or.jp

ホームページ : <http://www.nup.or.jp/nui/> 受付時間 午前9時～午後5時(月曜休館)



まちづくり活動助成とは？

名古屋都市センターが創設した制度で、「まちづくり基金」を活用し、まちづくり団体の活動に要する経費を助成するものです。

この基金は、市民が行う地域に根ざしたまちづくり活動を支援する目的で設置されたもので、市民の皆様や企業などからの寄附で成り立っています。

なお、「まち“夢”工事」部門の原資は、まちづくり基金と合わせ、(一財)民間都市開発推進機構による「住民参加型まちづくりファンド」の資金拠出を、名古屋都市センターが受けたもので、財源に限りがあります。

そのため、財源の上限に達した場合は、「まち“夢”工事」部門は今年度で終了となります。